

輝く介護

第14号

2008年(平成20年)
3月9日発行

特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構
連絡事務所 〒247-0061 鎌倉市台 2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内
TEL0467(46)0788 Fax0467(46)0059
<http://www.kamashien.com> e-mail jimu@kamashien.com

《後期高齢者医療と介護保険との連携》

当機構では、様々な活動を行っていますが、その中の1つに医療と福祉のネットワーク事業があります。2月20日(水)第6回医療と福祉のネットワーク会議では、日本介護支援専門員協会会長 木村隆次氏による基調講演『後期高齢者医療制度と介護保険制度の連携を考える』と交流会を行いました。

会場の鎌倉芸術館集会室には、医療や介護に携わる方約150名が参加して、熱心に講演に聞き入り、その後質疑応答や情報交換等なごやかで熱気のある会議となりました。講演内容をいくつかご紹介いたします。

☆多職種協働ケアマネジメントの徹底

ケアマネジメントのプロセスは、様々な専門領域を超えた生活課題を総合的に把握し、課題解決に向けて計画的にチームでアプローチする方法です。例えば、薬剤師が薬だけ、介護福祉士が直接のケアだけではダメです。現実には色々な問題があつて、医師等を含めた多職種がかかわることによりプロセスが充実します。そのためには、介護支援専門員(ケアマネジャー)が軸となって連携をとっていく事が重要です。

一方、平成19年度の日本医師会事業計画の当面する重要課題には、介護支援専門員を中心に多職種協働を推進し、ケアマネジメントの徹底を図るとあります。また指針では、ケアマネジメントに参加しようと呼びかけています。さらに終末期医療や看取りについても言及しています。医療と介護のネットワークは確実に進歩しています。

☆医療と介護保険制度の中で、今必要なものは・・・

75歳以上の方を対象に、今まで加入していた医療保険から独立した「後期高齢者医療制度」が今年4月からはじまります。制度の運営は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合が受け持ちます。後期高齢者医療制度の保険料は、所得水準や地域の1人当たりの老人医療費を反映させる仕組みです。

医療も介護も保険を使えば使うほど負担が増える仕組みになっています。皆さんは、病院や薬局でもらった薬を飲みきったり使い切ったりしていますか？老人クラブ連合会に依頼して、70歳以上の高齢者を対象に飲み残しを調べたところ、2割以上が残っています。金額にして年間8千億円です。ほんの1つ、薬の例を挙げましたが、医師、薬剤師、利用者はもとより、国民の一人一人が保険の無駄遣いについて考えなければなりません。医療と介護保険制度の中で、無駄遣いをさせないシステム作りを早急に構築すべきと考えます。

また、鹿児島県霧島市にある小規模多機能型施設『よいやんせ』の認知症とつき合いながら地域の方々と協働で野菜や卵の出荷・販売を手掛けるユニークな取り組みや、お刺身のつまに使う葉っぱ類を買い集める企業が出現したため、皆揃って山に入り、収入を得る葉っぱ隊物語などの例が披露されました。これらは老化や認知症を確実に遅らせる効果があり、お金をかけなくても地域資源を有効に活用して介護を支えることは可能とのことでした。保険者である市は、全市を挙げてこのような地域資源のネットワーク作りの手助けに取り組んでほしいとの結論でした。



「成年後見制度」をご存じですか？

今後、高齢化がさらに進むと認知症の高齢者も増えることとなります。「もし、認知症になったとき、自分の介護サービスの手配や財産の管理は、誰がしてくれるのだろう」と不安になりませんか。

このようなときの選択肢の一つに、成年後見制度があります。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が低下している人たちのために、不動産や預貯金の管理、各種契約を援助する人(後見人)を、家庭裁判所が選定する制度です。

成年後見制度の基本的な考え方として、ノーマライゼーション(障害があっても普通に暮らすことが保障される)、自己決定の尊重(一人ひとりの必要性に応じて、その人の意思を尊重する)、そして、残存能力の活用(失った能力を嘆くのではなく、残っている能力を生かす)の3つがあげられます。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

任意後見制度	法定後見制度		
本人の判断能力が十分なうちに「支援をお願いする人」と契約をしておく	家庭裁判所の審判による法定後見		
	後見	保佐	補助

◎ 任意後見制度

判断能力が衰えたときに援助してくれる人(任意後見受任者)と、将来判断能力が不十分になったときのことを考えて、あらかじめ代理人(任意後見人)を選んでおいて、自分の療養看護や財産管理について代理権を与える契約を結び、公証役場で公正証書による契約書を作成します。公証人の嘱託で登記します。

後見を始めるときに家庭裁判所へ申し立てをします。

◎ 法定後見制度

申し立てに対して、家庭裁判所が後見人を決定します。判断能力の状況で、後見、保佐、補助の3種類があります。

後見	ほとんど判断できない人を対象とする。だいたい、常に自分で判断して法律行為をすることができない場合。
保佐	判断能力が著しく不十分な人を対象とする。簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合。
補助	判断能力が不十分な人を対象とする。大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助してもらわないとできないという場合。

後見人の役割

金銭、不動産の管理・公的な届け出・引渡しを受ける財産管理などや、本人の生活そのものに関すること(身上監護)です。医療行為(看護、介護など)に関する同意、事実行為(買い物など)は後見制度の対象外です。

かまくら地域介護支援機構・各種委員会等の活動報告

かまくら地域介護支援機構は、介護保険サービスの利用者が快適にこの制度を利用するために、情報提供の充実、介護サービスの質の確保や向上を目的に、保険者である鎌倉市とともに、サービスの利用者である市民、介護サービス提供事業者の三者の協働で事業に取り組む機関として平成11年5月に設立、平成14年9月に特定非営利活動法人として法人格を取得しました。法人の事業運営のために、次のような委員会が設置されています。本年度の主な活動をご紹介します。

情報提供委員会

★介護サービスの情報の収集と提供

機関紙『輝く介護』第12号(6月)第13号(11月)第14号の発行。ホームページ(介護保険情報・ケアマネ空き情報ほか)の運営。新規介護認定者への情報提供葉「介護さーびす・なび鎌倉」の発行。「医療と介護の地域情報なび かまくら」第2版を10月に発行(右参照)

医療と介護の地域情報 なび かまくら

鎌倉市内の医療と介護に携わる施設や機関の所在地、サービス内容を、地域別に表と地図で紹介。1冊500円で頒付中。お問い合わせは当機構事務局まで。

鎌倉ケアマネ連絡会

★介護サービス事業者相互の連携

介護保険に携わるケアマネジャーの個人登録となった今年度は、130名を超える会員数になりました。研修部会(隔月開催)事例検討部会(年間10回開催)広報部会(機関紙発行等)の活動を行いました。ケアマネジャーの資格が更新制となり、連絡会のプロジェクトが中心となって、神奈川県を更新研修を当機構が受託し、鎌倉芸術館で実施し多数参加しました。

サービス評価委員会

★介護サービスの質の確保と評価

平成13年度から6年間実施してきた利用者満足度調査から、アンケートの自由記述による貴重なご意見をサービスの改善に活かせるように整理し、研修等の機会に事業者にも今後提供していきます。

研修・企画委員会

★介護サービスの充実

今年度は、神奈川県介護支援専門員専門研修Ⅰ(33時間)Ⅱ(20時間)及び更新研修を受託し、鎌倉芸術館で実施しました。次年度も受託予定。その他事業者向けの研修会を開催。又昨年度の市民フォーラムに引き続き今年度もターミナルケアに着目し、映画「終わりよければすべてよし」を上映。羽田澄子監督をお迎えしてステージトークを行います。

福祉資源ネット推進委員会

★地域の福祉資源の充実

市内のインフォーマルサービスに関する情報を収集し、ネットワークの仕組みを考えたり、市内の移送サービス事業者との情報交換会等を実施しています。

医療と福祉の地域ケアシステム検討委員会

★医療関係者と福祉関係者のネットワークづくり

「医療と福祉のネットワーク会議」を開催しています。平成18年2月からスタートした会議は通算で6回目となり、医療関係者の参加も回を重ねるごとに増えており、ネットワークに対する必要性を示しています。今後も顔の見える関係づくりに努めていきます。

介護保険サービスの苦情相談室

★苦情相談室の運営

5人の相談員が施設を訪問し、利用者の要望や苦情を伺い、施設や鎌倉市への橋渡しを行っています。介護老人福祉施設や介護老人保健施設に加えて今年度は地域密着型サービスのグループホームと小規模多機能型施設を訪問しています。